

浜松市小規模道路(私道)整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民の日常生活の基盤である公的道路に代わる施設の整備を図るため、浜松市小規模道路(私道)整備事業(以下「事業」という。)を実施するものに対して交付する補助金(以下「補助金」という。)について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この要綱において、補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 補助対象地域〔平成17年7月1日現在の過疎指定地域(旧佐久間町、旧春野町、旧水窪町及び旧龍山村)のうち、農業集落排水施設区域、公共下水道認可処理区域以外の地域〕に居住し、住民登録後3年以上居住し今後も引き続き定住が見込まれる者であること。ただし、市税等の未納者(同居の親族に未納者がいる場合を含む。)は、補助対象外とする。
- (2) 事業の実施が可能な個人及び当該事業に係る施設を共同利用しようとする個人により構成される団体であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、事業に直接必要な工事費とする。また、構造基準(以下「基準」という。)は、林道規定自動車道3級に準ずるものとし、車道幅員は原則2.5m以上3.0m以内、整備延長は、50m以内とし、基準以上の整備に要する経費は補助対象としない。なお、国・県の補助事業として採択されるものはこの要綱の対象事業としない。

(補助額)

第4条 補助対象事業費は、一事業あたり500万円を限度とし、補助率は2分の1以内とする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項に定める補助金交付申請書は、第1号様式のとおりとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 申請書において定める書類
- 3 申請にあたっては、添付書類を含めた申請書一式を1部提出するものとする。

（交付の条件）

第6条 次の各号に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 次の各号に掲げる事項に該当するときは、申請者は速やかに市長に報告し、承認を受けなければならない。
 - ア 事業の遂行が困難となり中止または廃止しようとするとき。
 - イ 事業の内容を変更するとき。
 - ウ 事業が予定の期間内に完了しないとき。
- (2) 補助金を交付要綱の目的に反して他に譲渡し、または担保に供してはならない。
- (3) 市長は、交付した補助金について、この要綱の規定により事業の補助金の交付を受けた後3年以内に転居した場合にあっては2分の1、3年を超え5年以内の場合にあっては3分の1の返還を求めることができる。

（決定通知）

第7条 規則第7条に定める補助金交付決定通知は第4号様式よりおこなうものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条に定める実績報告書は、第5号様式のとおりとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 事業実績書（様式第2号）
 - (2) 収支決算書（様式第3号）
 - (3) 申請書において定める書類
- 3 申請者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日、または補助金交付の決定あるいは変更承認のあった日に属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、添付書類を含めた報告書一式を1部提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 9 条 規則第 14 条に定める確定通知は第 6 号様式によりおこなうものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 申請者は、前条による確定通知書を受領した後すみやかに請求書(様式第 7 号) を市長に提出しなければならない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度から平成 23 年度までの補助金に適用する。

様式第 1 号

浜松市小規模道路(私道)整備事業費補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先)

浜 松 市 長

住 所

申請者

氏 名(代表者氏名)

㊞

平成 年度において浜松市小規模道路(私道)整備事業を実施したいので、補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 補助金算出方法

補助金対象事業費 円 × 補助率 % = 円

(注) 補助金交付申請額の千円未満は切り捨てとする。

3 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第 2 号)
- (2) 収支予算書(様式第 3 号)
- (3) 納税証明書の写し
- (4) 住民票の写し(世帯全員の記載のもの)
- (5) 見積書及び請負契約書の写し
- (6) 工事設計図
- (7) 写真
- (8) その他参考となる資料

事業計画書(事業実績書)

申請者	住 所	()				
	氏名(代表者氏名)					
家 族 構 成	氏 名	年 齡	氏 名	年 齡	氏 名	年 齡
事業施工業者 (販売業者)	住 所	()				
	商 号					
事 業 費	円					
事業実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
備 考						

収 支 予 算 書 (収 支 決 算 書)

1 収入の部

(単 位 : 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
浜松市小規模道路(私道)整備事業費補助金				
自 己 資 金				
計				

2 支出の部

(単 位 : 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
計				

第 号
平成 年 月 日

様

浜 松 市 長

補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度浜松市小規模道路(私道)整備
事業費補助金については、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金算出方法

補助金対象事業費 円 × 補助率 % = 円

(注) 補助金交付申請額の千円未満は切り捨てとする。

3 交付の条件

(1) 次の各号に掲げる事項に該当するときは、申請者は速やかに市長に報告し、承認
を受けなければならない。

ア 事業の遂行が困難となり中止または廃止しようとするとき。

イ 事業の内容を変更するとき。

ウ 事業が予定の期間内に完了しないとき。

(2) 補助金を交付要綱の目的に反して他に譲渡し、または担保に供してはならない。

(3) 市長は、交付した補助金について、この要綱の規定により事業の補助金の交付を
受けた後3年以内に転居した場合にあっては2分の1、3年を超え5年以内の場合
にあっては3分の1の返還を求めることができる。

浜松市小規模道路(私道)整備事業完了報告書

平成 年 月 日

(あて先)

浜 松 市 長

住 所

申請者

氏 名(代表者氏名)

㊞

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受け浜松市
小規模道路(私道)整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 事業実績書(様式第 2 号)
- (2) 収支決算書(様式第 3 号)
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) 完成写真
- (5) その他参考となる資料

様式第 6 号

第 号
平成 年 月 日

様

浜 松 市 長

補助金の確定通知書

平成 年 月 日付けで完了報告のあった平成 年度浜松市小規模道路(私道)整備事業費補助金については、次のとおり確定したので通知します。

補助金交付確定額 円

請 求 書

金 円

ただし、平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた平成 年度浜松市小規模道路(私道)整備事業費補助金として、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

(あて先)

浜 松 市 長

住 所

申請者

氏 名(代表者氏名)

印

振込先金融機関名

座 種 別

座 番 号

座 名 義